

第2期にっしん幸せまちづくりプラン（案）

（第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画）

計画期間 令和²⁰²⁵7年度～令和²⁰³⁴16年度

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1-1	地域福祉をめぐる全国的動向	1
1-2	本市における計画策定の経緯	5
1-3	計画の位置づけと期間	7
1-4	福祉圏域と地域範囲の設定	11
1-5	計画の策定体制	15
第2章	地域福祉をめぐる現状と課題	16
2-1	統計からみる本市の現状	16
2-2	第1期計画の主な実施状況・達成状況	34
2-3	アンケート結果からみた現状と課題	45
2-4	本市における地域福祉の主要課題	49
第3章	基本理念と基本目標	
第4章	地域福祉推進のための施策・事業	
第5章	重層的支援体制整備事業計画	
第6章	自殺対策計画	
第7章	成年後見制度利用促進計画	
第8章	再犯防止推進計画	
第9章	計画推進に向けて	

第1章 計画策定にあたって

1-1 地域福祉をめぐる全国的動向

1 社会構造の変化に伴う諸課題

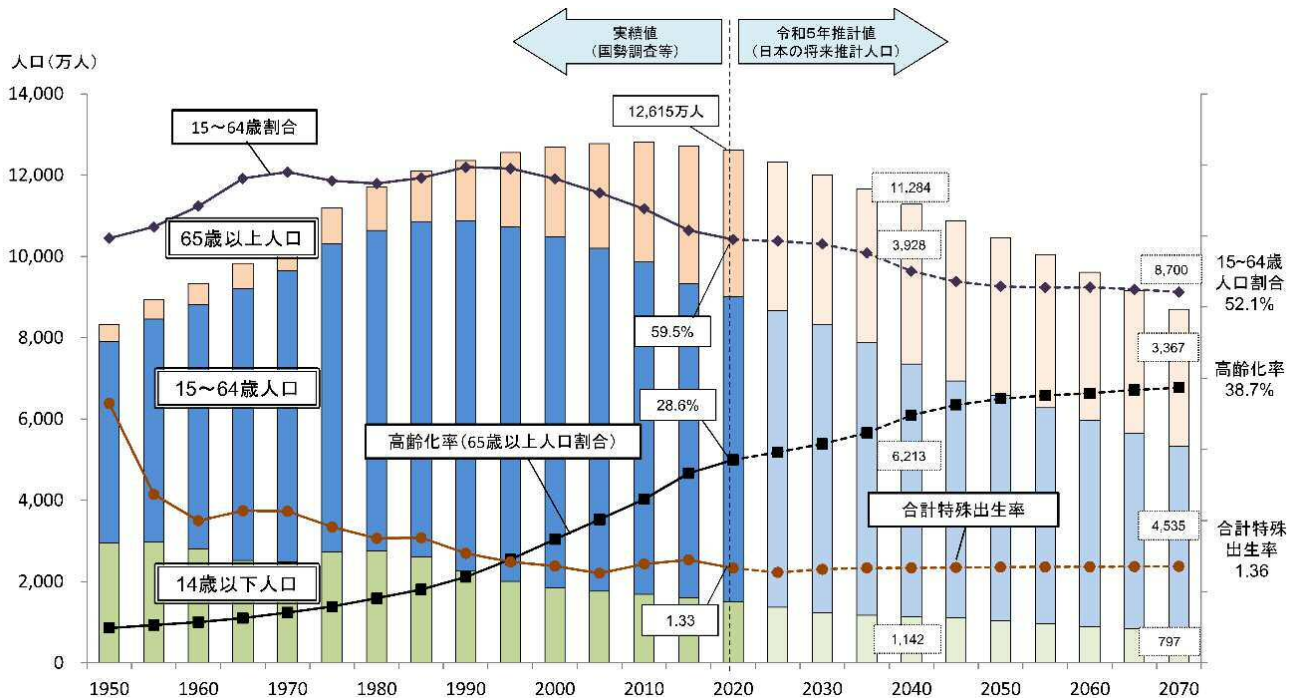
(1) 少子高齢化の進行と人口減少（2025年問題・2040年問題）

我が国は2010年を境に人口減少に転じました。2025年には、現在約800万人いる団塊の世代(1947～49年生まれ)の全てが後期高齢者(75歳以上)となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。

「2025年問題」とは、こうした過去に例のない超高齢社会を迎えることによって生じる諸問題のことで、社会保障費の負担増大、医療・介護体制の維持の困難化、後継者不足にともなう経済活動の縮小などが問題視されています。地域福祉の分野で見れば、要介護者をどう支えていくか、また、地域活動の後継者が不足する中で地域活動をどう維持していくかが問題視されています。

さらに、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、我が国の総人口に占める高齢者数の割合が過去最大の35%に達すると見込まれています。「2040年問題」とは、高齢者割合がピークを迎える時期に起こりうる諸問題のことを指し、深刻な労働力不足、社会保制度の危機、経済の縮小化などが指摘されています。

図1-1 国の人口の推移



資料：2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

(2) 地域社会の変容と社会的孤立

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していました。しかし、少子高齢化や人口減少の進行とともに、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤は弱体化してきています。

昨今は、こうした地域社会の変容を背景に、以下に例示するような社会的孤立を要因とした複雑・複合的な課題、制度の狭間にある課題などが顕在化してきています。

(世帯の複合課題)

- ・ 8050問題……80歳代の高齢の親が、ひきこもりの50歳代の子どもの生活を抱える問題のこと。こうした親子が社会的に孤立し、困窮した生活を送っているケースが少なくありません。
- ・ ダブルケア……一般には(狭義では)、晩婚化や高齢出産化などにより、育児と介護のタイミングが重なる状態をダブルケアと呼んでいます。広義では、家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係・複合的課題を指す言葉とされています。
- ・ 子どもの貧困……衣食住などの生きていくために必要最低限な物資、経済力が欠けている絶対的貧困にある、もしくは、その社会で一般的となっている生活水準(その国の貧困線)に達していない相対的貧困にある子どもの存在及び生活状況のことを子どもの貧困と呼んでいます。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれています。
- ・ ヤングケアラー……本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳以下のこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

(制度の狭間にある課題)

- ・ ひきこもり状態や社会的孤立など従来の対象者別の制度には合致しにくい課題、また、軽度の認知機能の障害や精神障害が疑われ様々な問題を抱えているが制度の狭間に落ち込んでしまっている課題などがあります。

(支援拒否などの課題)

- ・ セルフ・ネグレクト……医療・介護サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態のことを指す。

このように、現在の社会では様々な問題への対応が必要となっており、社会の活力の維持向上、地域活性化を図りつつ、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。



2 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面では、人と人が互いに距離をとり(ソーシャルディスタンス)、接触する機会を減らすことを求められました。その結果、閉じこもりがちになる高齢者等の孤立化・虚弱化の進行、DV・児童虐待、自殺者の増加につながったとされ、全国的に大きな課題となっています。

また、休職・離職を余儀なくされた方、減収した世帯も増加し、生活困窮も増加することとなりました。

3 地域共生社会の実現に向けた国の動向

(1) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成27年9月の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」でその後の福祉の方向性が示され、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」では、『地域共生社会』を実現するとされ、その後、『地域共生社会』の実現に向けた具体策の検討が進められてきました。

平成28年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域力強化検討会で、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方や包括的な相談支援体制の整備の在り方などについて検討が重ねられました。その成果が平成29年社会福祉法の改正につながっています。

(2) 社会福祉法の改正(平成29年改正)

平成29年5月に、改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)が可決・成立しました。

この中で、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記しました。また、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

あわせて、市町村の地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけることとなりました。

(3) 社会福祉法の改正(令和2年改正)

平成29年5月の改正社会福祉法附則の規定を踏まえ、地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)が設置され、具体的な方策・支援内容が検討され、その成果が令和2年社会福祉法の改正につながりました。

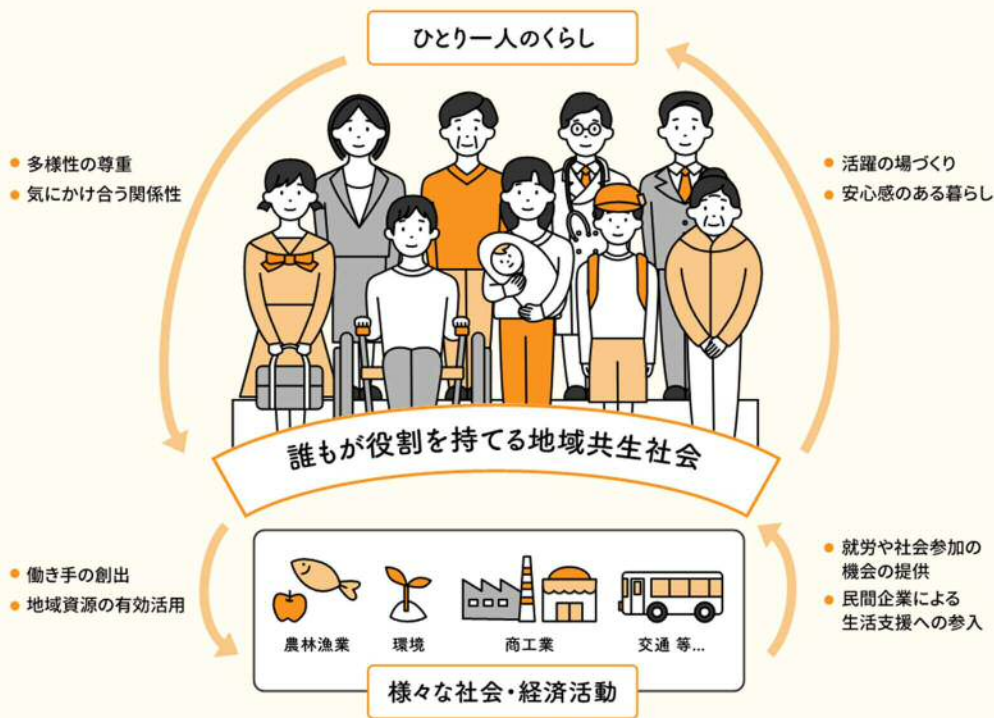
令和2年6月に、改正社会福祉法(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正)が可決・成立しました。

この法改正によって、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を具体化する一手法として、重層的支援体制整備事業が創設され、市町村が実施できることとされました。

● 地域共生社会とは ●

《地域共生社会とは…》

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



《地域共生社会の実現に向けた取組の経緯》

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用



1-2 本市における計画策定の経緯

1 地域福祉計画（第1次～第2次日進市地域福祉計画）

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画(計画期間:平成17～26年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、様々な取組が進められました。

次いで、平成27年には、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、社会資源である社会福祉事業者等による重層的な支援体制(=地域包括ケアシステム)を構築し、地域福祉のさらなる発展をめざすため、第2次地域福祉計画と第4次地域福祉活動計画を一体的に策定した「にっしん幸せまちづくりプラン」を策定し、地域福祉を推進してきました。

2 地域福祉活動計画（第1次～第4次日進市地域福祉活動計画）

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画です。

日進市社会福祉協議会の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワークプラン21」を策定し、平成18年3月に「日進しあわせプラン(第1次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年度に第2次活動計画、平成23年度に第3次活動計画を策定し、平成27年度からは地域福祉計画と一体的に第4次活動計画を策定しました。

3 第2期にっしん幸せまちづくりプラン

(第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)

平成27年度から令和6年度を計画期間とする「にっしん幸せまちづくりプラン」の後継計画として本計画(=「第2期にっしん幸せまちづくりプラン」)を策定しました。

計画策定にあたっては、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化や法制度の改正等に的確に対応していくための見直しを行い、今後の本市における地域福祉の方向性(基本理念・基本目標)と活動(地域福祉推進のための施策・事業)を示しました。

とりわけ、新たに創設された重層的支援体制整備事業を実施し、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の構築を計画に位置づけました。本計画を羅針盤として、「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

● 地域福祉とは ●

《社会福祉法では…》

社会福祉法によると、「地域における社会福祉」を地域福祉と規定しています。「社会福祉」とは、人々が幸せに暮らせるよりよい社会をめざすことを意味しています。したがって、「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが幸せに暮らせるような社会をつくっていくことと言えます。

《言い換えれば…》

高齢になっても、障害を抱えることになっても、またその他の様々な事情で福祉サービスを必要とすることになっても、自分の周りの家族や友人などとの関係を維持しつつ、経済活動、文化活動などあらゆる分野の活動に参加でき、誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として自立した生活が送れるような「地域社会」をつくっていくことです。

《地域福祉活動とは…》

様々な担い手（住民、事業者、社会福祉協議会、行政など）が協働して、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をつくっていくための活動のことです。

● 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」 ●

本計画は、「地域福祉」という市民の日常における生活全般に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。

しかしながら、日常の暮らしや日々の市民活動が結果として地域福祉につながっているということ、そして、誰もが少しずつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に親しまれ、愛着をいただけていただけるようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。



1-3 計画の位置づけと期間

1 法律上の位置づけ

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法を根拠とする計画で、市町村が行政計画として策定する計画です。同法第107条には、市町村地域福祉計画の策定が市町村の努力義務として規定されています。

● 社会福祉法(抜粋) ●

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会がその活動計画として策定するものであり、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画となります。

● 社会福祉法(抜粋) ●

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、(中略)、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前(3)号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 市の他計画との関連と位置づけ

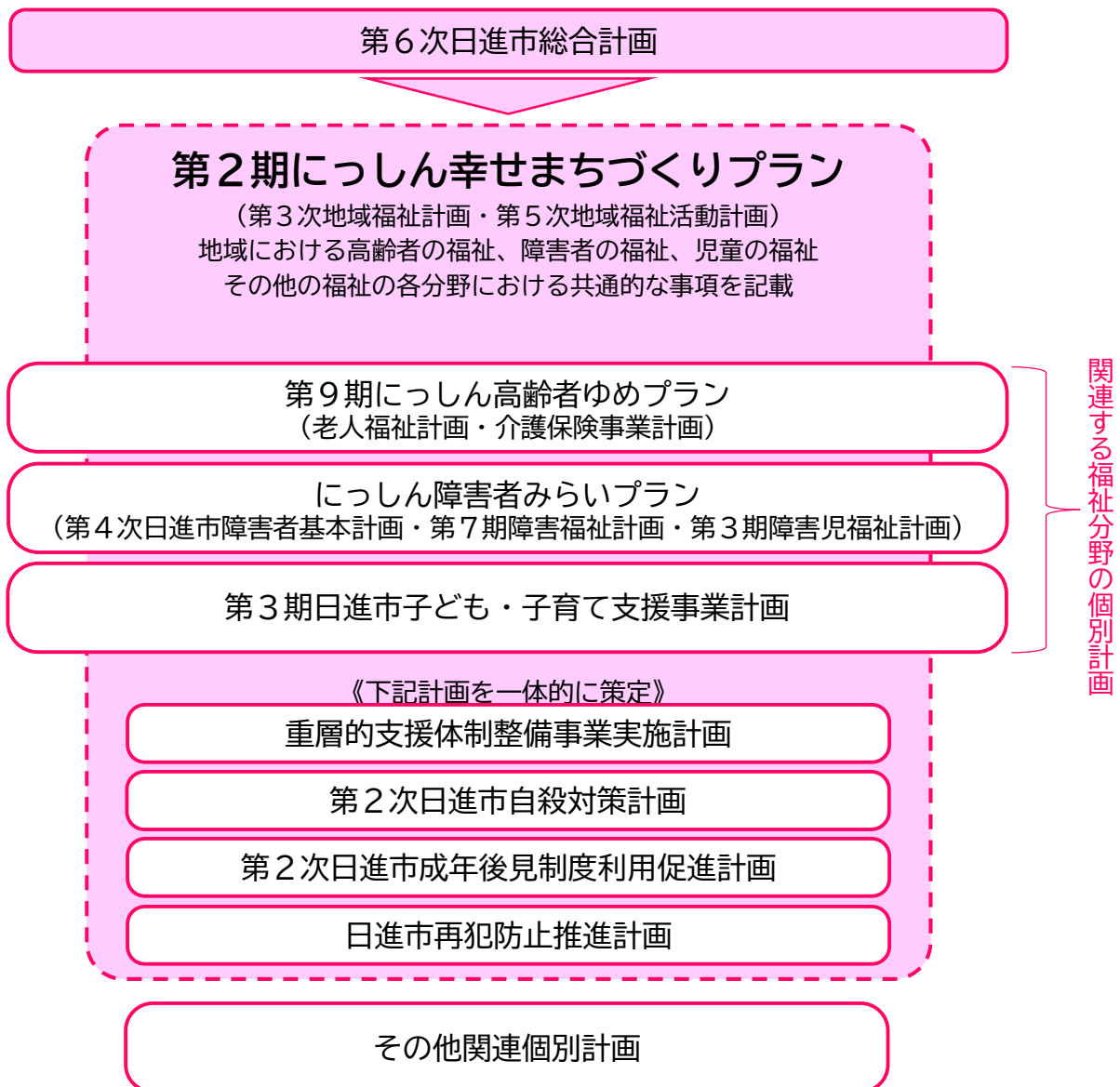
平成29年社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけられています。

本計画は、福祉分野の個別計画(にっしん高齢者ゆめプラン、にっしん障害者みらいプラン、日進市子ども・子育て支援事業計画)の基本理念・地域福祉推進のための施策や取組を総合的に包括していく計画として策定しました。また、他分野の計画との整合性を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

また、地域福祉を進める上での本市の理念や仕組みを定める計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための社会福祉協議会の行動・取組を定める計画が地域福祉活動計画となります。

なお、本計画は、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

図1-2 他計画との関連・位置づけ





3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。
また、計画期間の中間年において必要に応じて見直しを行います。

図1-3 計画の期間

計画	年度	令和													
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)
総合計画 基本構想 基本計画	基本構想	基本構想 (2021~2030)										第7次総合計画			
	基本計画	基本計画 (5年程度で見直し)					基本計画								
幸せまちづくり プラン	第1期	第1期 (2015~2024)			第2期 (2025~2034)										
高齢者ゆめプラン	第8期	第8期 (2021~2023)		第9期 (2024~2026)			第10期 (2027~2029)			第11期 (2030~2032)		第12期 (2033~2035)			
障害者みらいプラン	第3次障害者 基本計画	第3次障害者基本計画 (2018~2023)			第4次障害者基本計画 (2024~2029)					第5次障害者基本計画 (2024~2029)					
	第6期障害福祉基本計画 第2期障害児福祉計画	第6期障害福祉基本計画 第2期障害児福祉計画 (2021~2023)		第7期障害福祉基本計画 第3期障害児福祉計画 (2024~2026)			第8期障害福祉基本計画 第4期障害児福祉計画 (2027~2029)			第9期障害福祉基本計画 第5期障害児福祉計画 (2030~2032)		第10期障害福祉基本計画 第6期障害児福祉計画 (2033~2035)			
子ども・子育て支援 事業計画	第2期	第2期 (2020~2024)			第3期 (2025~2029)					第4期 (2030~2034)					

4 SDGsとの関係

平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。

SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念に掲げています。この考え方は、本計画がめざすところの『地域共生社会』の実現に相通じるものです。

SDGsは、身近な地域社会においても総合的に取り組む必要があるという共通認識のもとで、行政、事業者、個人等が協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

本計画も SDGs の考え方を踏まえて策定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地域福祉との関わりが深いゴール(持続可能な開発目標)

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



1-4 福祉圏域と地域範囲の設定

1 自助・互助・共助・公助の位置づけ

地域福祉とは、すべての人が高齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくり(=地域共生社会づくり)のことです。

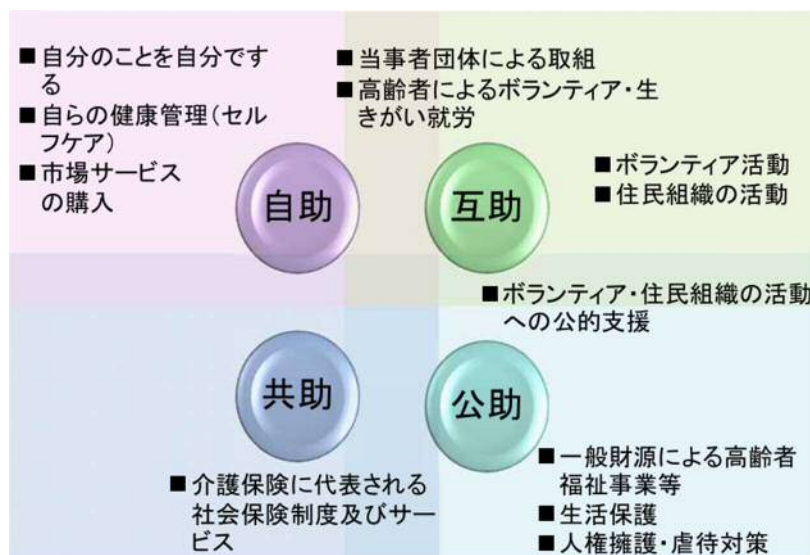
また、地域福祉活動は住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための取組のことです。

こうした地域共生社会を実現していくためには、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要不可欠です。

日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決(自助)し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動(互助)で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助(共助)、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する(公助)というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

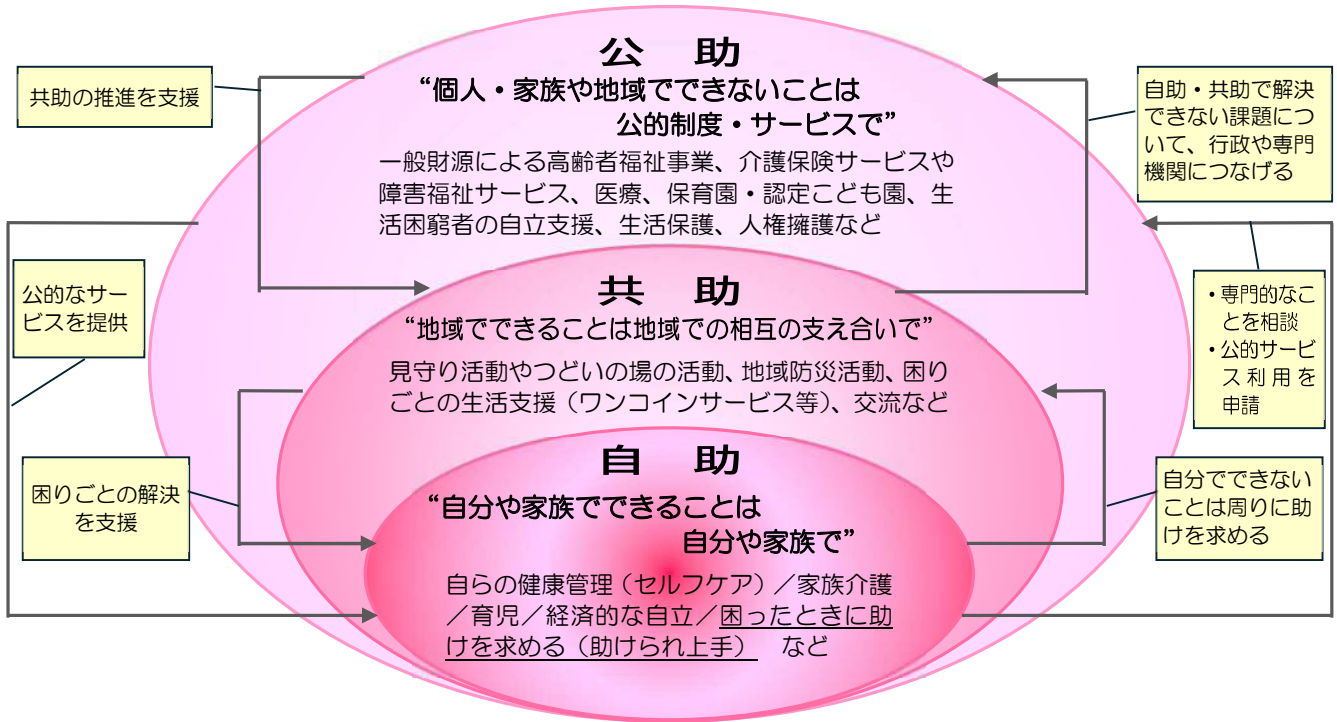
中でも、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助について、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」が地域福祉の推進上最も重要です。

図1-4 自助・互助・共助・公助の領域(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書)



本計画では、これまでの計画と同様に、「互助」も「共助」という言葉に包含させる形で概念整理しますが、「共助」の言葉の中には、個人の自発的意思によって他の人を思う気持ちの発露として行われ、地域コミュニティのつながり（=絆）の再構築に向けても重要な役割を果たす「互助」を色濃く反映した概念として位置づけ、介護保険制度や医療保険制度等は「公助」に寄せた概念として位置づけるものとします。

図1-5 自助・共助・公助の位置づけ



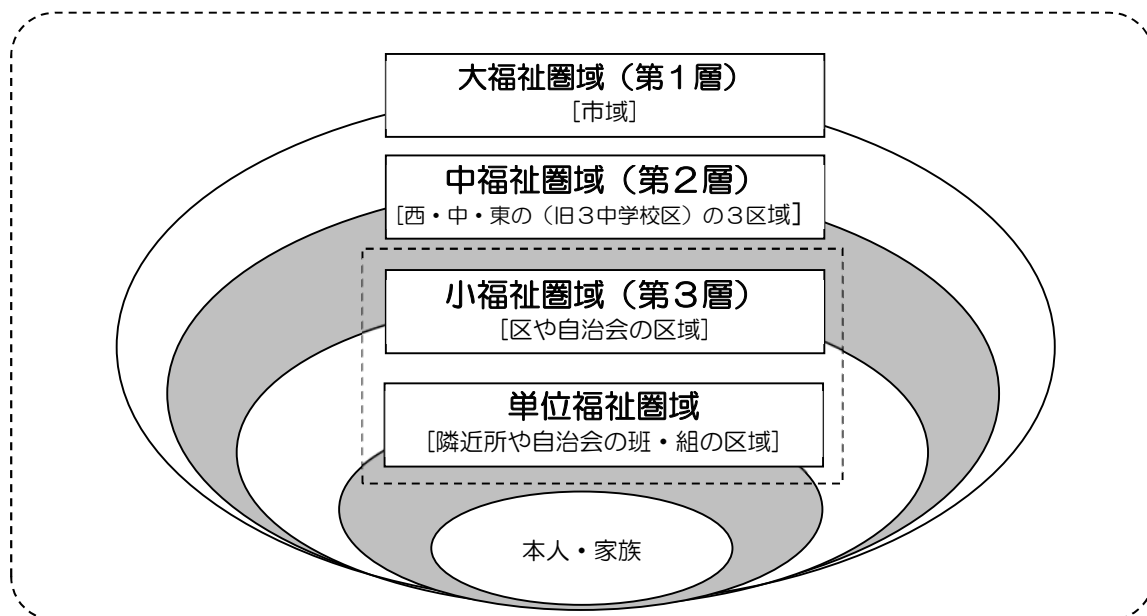
2 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒両隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、地域を以下のように区分し、多段階的かつ重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域における役割を位置づけるものとしします。

図1-6 福祉圏域の区分



※ () 内は介護保険制度における地域包括ケアシステムの階層を示しています。

<本人・家族>

地域を構成する最小の単位です。地域福祉の補完性において、本人・家族は自助の主体であり、課題に対して最初に直面することになります。

<単位福祉圏域> [隣近所や自治会の班・組の区域]

<小福祉圏域 (第3層)> [区や自治会の区域]

生活の課題を共有する場として考えられる範囲に、隣近所や自治会の班・組、区や自治会があります。この圏域では、属している組織に関係なく、困っている人の顔が見え、互いを支え合える共助の主体となる範囲と考えます。

<中福祉圏域 (第2層)> [西部・中部・東部の3区域]

本市では、地域福祉推進のため活動を行う民生委員児童委員の体制について、市内

を3圏域に分けて活動を実施しています。また、介護保険制度における地域包括支援センターや、生活支援コーディネーターについても、3圏域に配属し、相談や地域包括ケアの体制づくりをしてきました。本市の地域福祉を推進するにあたって、中福祉圏域を3圏域で設定することは、地域の見守り、専門職との連携を行う体制を整備しやすいという利点があります。

<大福祉圏域（第1層）>[市全域]

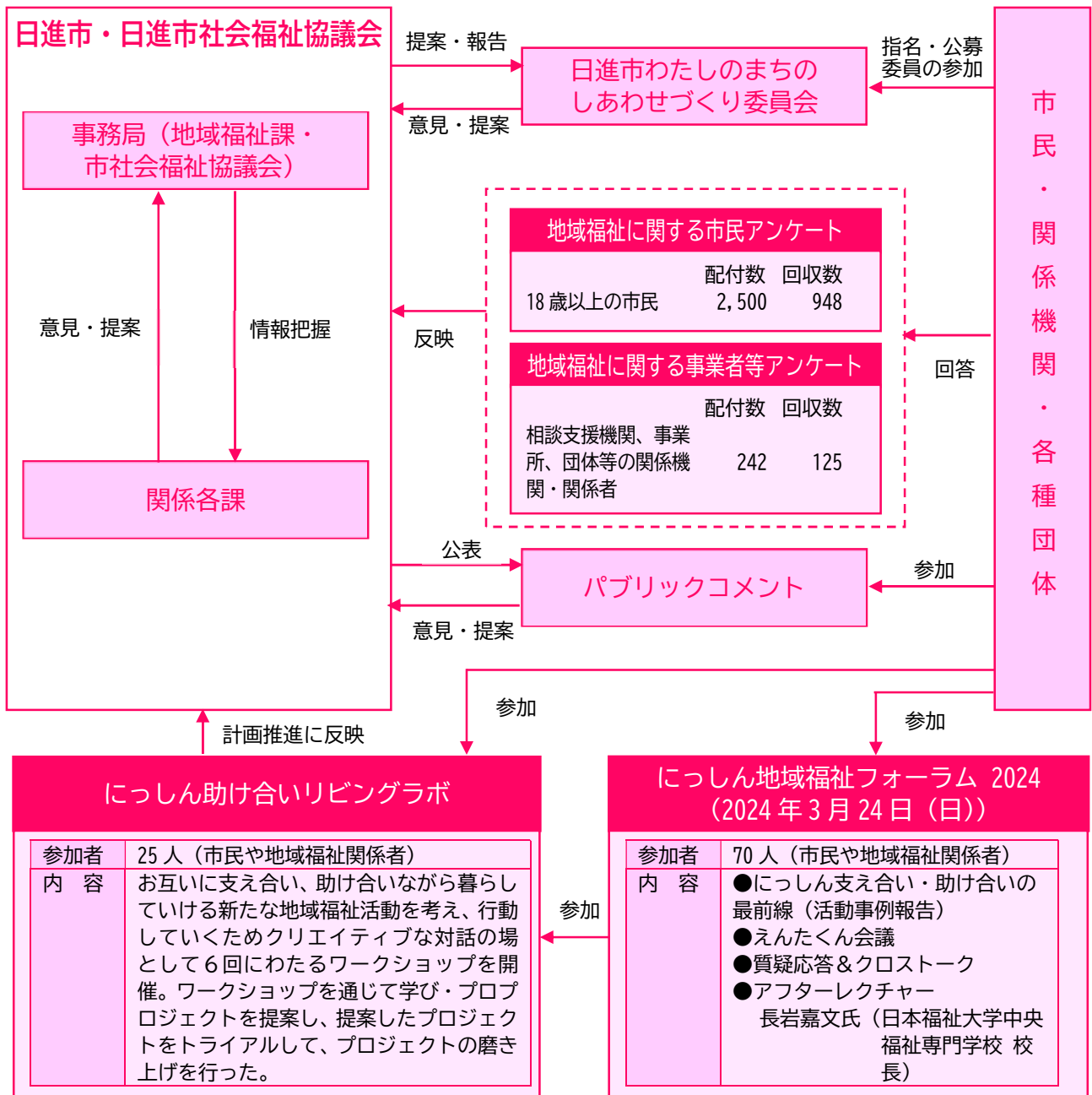
中福祉圏域を取りまとめ、全市的な活動を行う圏域として、「市全域」があります。市には、数多くの委員会や協議会が存在しているため、分野ごとの情報を共有し、調整機能を持つことで、社会資源の開発や虐待などの困難事例への対応ができると考えています。



1-5 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である市民を対象としたアンケートや相談支援機関・事業所・団体等の関係機関・関係者などを対象としたアンケートを実施し、日進市地域福祉課及び日進市社会福祉協議会が関係課との連携・調整を図りながら本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」で協議・審議を行い策定しました。

図1-7 計画の策定体制



第2章

地域福祉をめぐる現状と課題

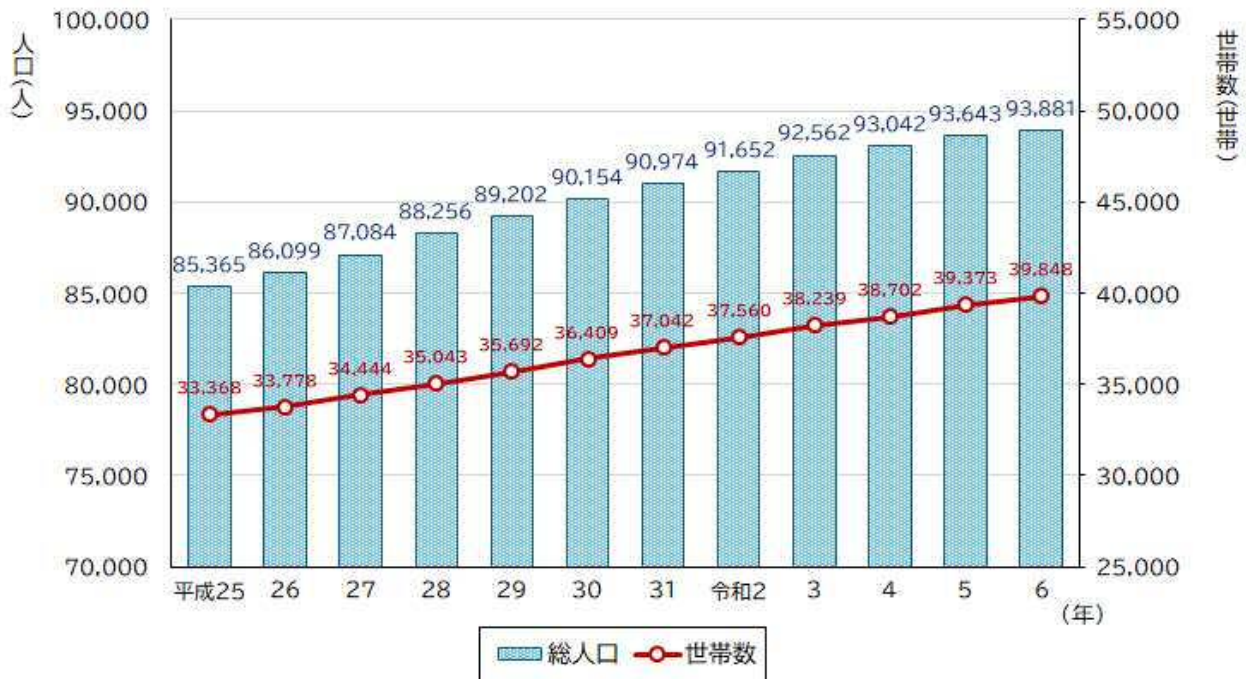
2-1 統計からみる本市の現状

1 総人口及び世帯数の推移

(1) 総人口と世帯数

本市の総人口は増加を続けており、令和6年4月1日現在の人口は93,881人、世帯数は39,848世帯となっています。

図2-1 総人口及び世帯数の推移



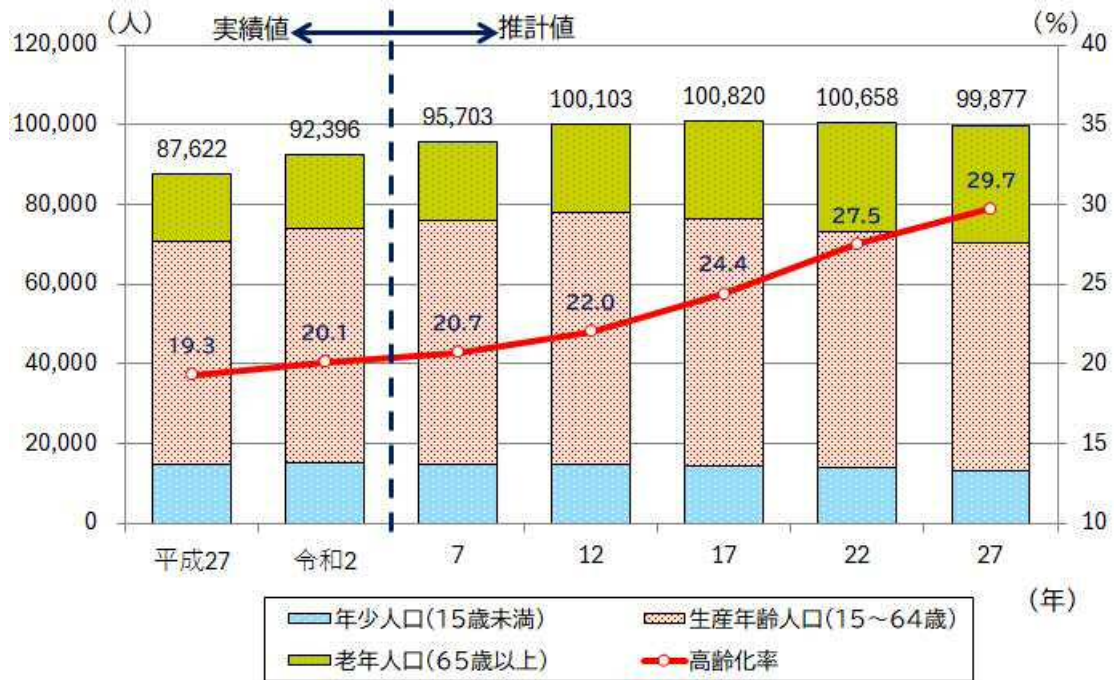
資料 住民基本台帳人口 各年4月1日現在



(2) 将来推計人口

本市の将来推計人口によると、令和17年の100,820人をピークとして、その後は人口が減少していくものと推計されています。高齢化率(65歳以上人口の割合)は上昇を続け、令和27年には29.7%と3割近くにまで上昇すると予想されています。

図2-2 将来推計人口

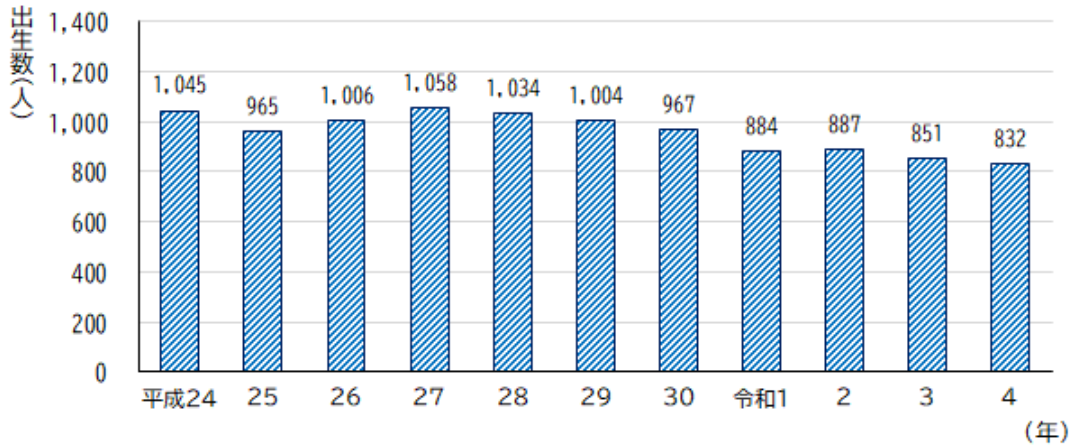


資料:市推計人口(令和5年推計) 各年10月1日現在

(3) 出生の動向

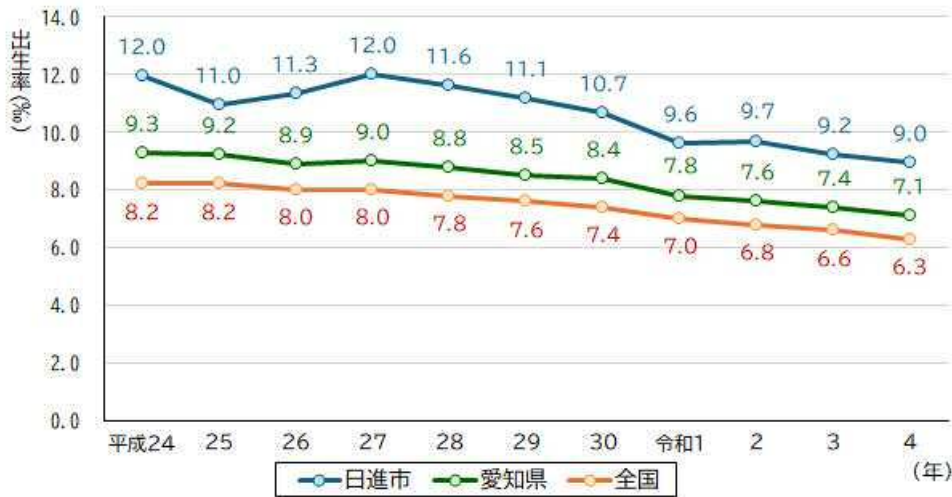
出生数は平成27年をピークに減少に転じており、令和4年は832人になっています。
 出生率は平成25年から27年にかけては増加していましたが、その後は減少基調にあります。令和4年の出生率は9.0%(パーミル(千分率))となっています。

図2-3 出生数の推移



資料:愛知県衛生年報

図2-4 出生率の推移



資料:愛知県衛生年報

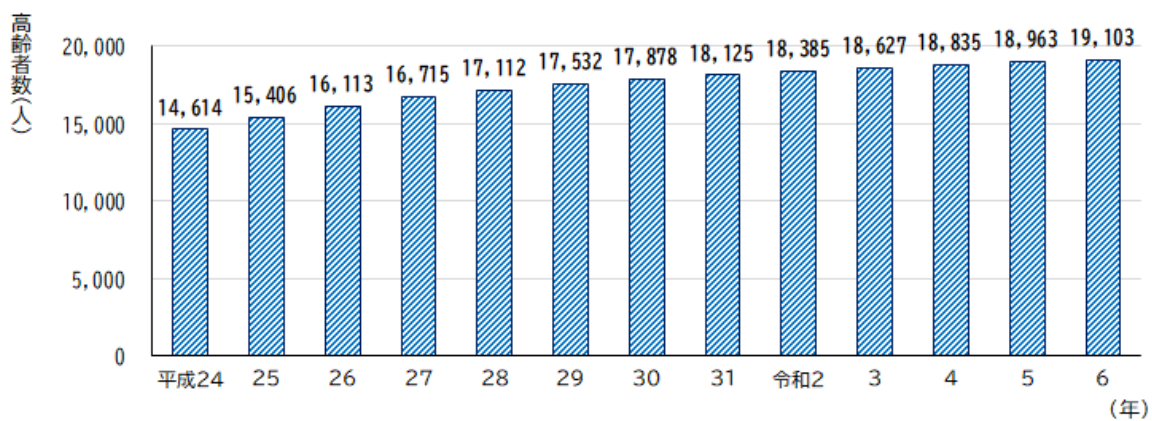


(4) 高齢者数の状況

本市の高齢者数(65歳以上人口)は年々増加を続けており、令和6年4月現在19,103人です。5年前の平成31年4月現在の18,125人からは978人の増加、率にして5.4%の増加となっています。

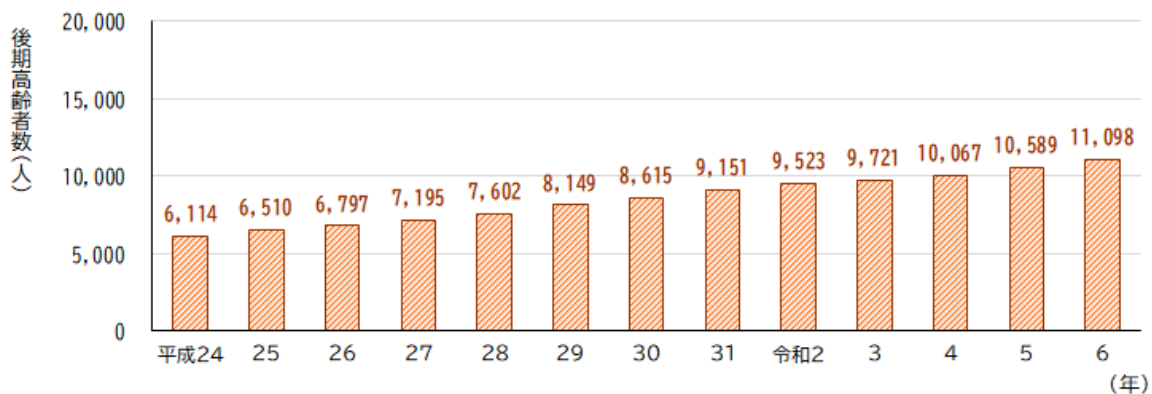
後期高齢者数(75歳以上人口)も同様に増加を続けており、令和6年4月現在11,098人です。5年前の平成31年4月現在の9,151人からは1,947人の増加となっており、率にすると21.3%の増加となっています。高齢者の増加率よりも後期高齢者の増加率の方が高くなっています。

図2-5 高齢者数(65歳以上人口)の推移



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

図2-6 後期高齢者数(75歳以上人口)の推移



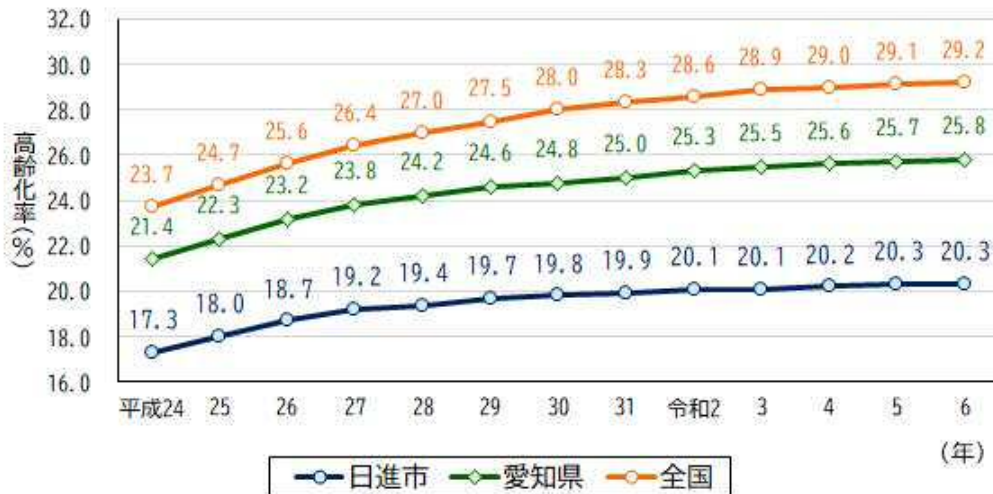
資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(5) 高齢化率の状況

本市の高齢化率は愛知県、全国と比べると低い率を維持していますが、平成24年以降一貫して増加を続けています。令和6年の高齢化率は20.3%です。

後期高齢化率も同様で、県、国よりも低い水準にあります。増加を続けており令和6年には11.8%に達しています。

図2-7 高齢化率の推移(市、県、全国の比較)



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在、県:あいちの人口 各年10月1日現在
 国:人口推計 総務省統計局(各年4月1日現在)

図2-8 後期高齢化率の推移(市、県、全国の比較)



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在、県:あいちの人口 各年10月1日現在
 国:人口推計 総務省統計局(各年4月1日現在)



町別に65歳以上人口比率と75歳以上人口比率を比較すると、地域差が顕著に表れています。65歳以上人口比率では岩藤町(37.3%)、蟹甲町(35.2%)、米野木町(34.9%)、75歳以上人口比率では岩藤町(22.5%)、米野木町(22.2%)、蟹甲町(21.4%)と、この3町の比率が高くなっています。

65歳以上人口比率が30%を超えている地域は9地域、75歳以上人口比率が20%を超えている地域は8地域となっています。

図2-9 町別65歳以上人口比率



資料 住民基本台帳 令和5年10月1日現在

図2-10 町別75歳以上人口比率



資料 住民基本台帳 令和5年10月1日現在

(6) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は令和6年3月31日現在で3,336人となっています。平成31年から令和6年の5年間で571人の増加となっています。

図2-11 要支援・要介護認定者数の推移



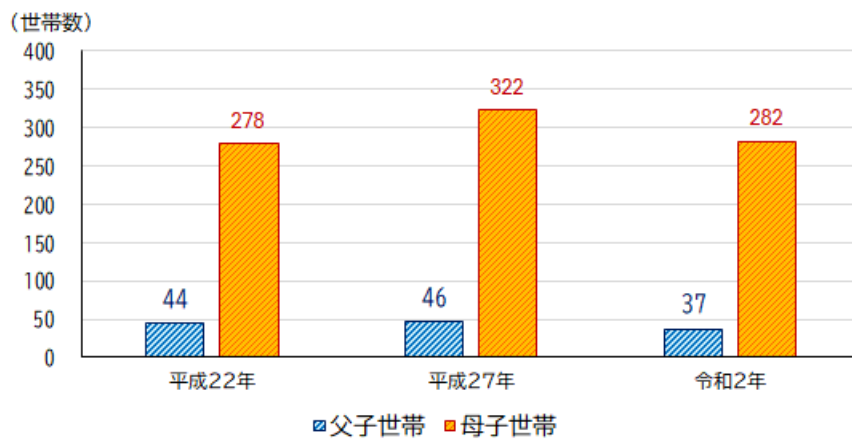
資料 日進市 各年3月31日現在

注 対象は第1号被保険者(65歳以上)。第2号保険者(40歳以上64歳まで)は含まない。

(7) ひとり親世帯の状況

令和2年時点の父子世帯は37世帯、母子世帯は282世帯となっています。平成27年から令和2年にかけて、父子世帯、母子世帯ともに減少しています。

図2-12 父子・母子世帯数の推移



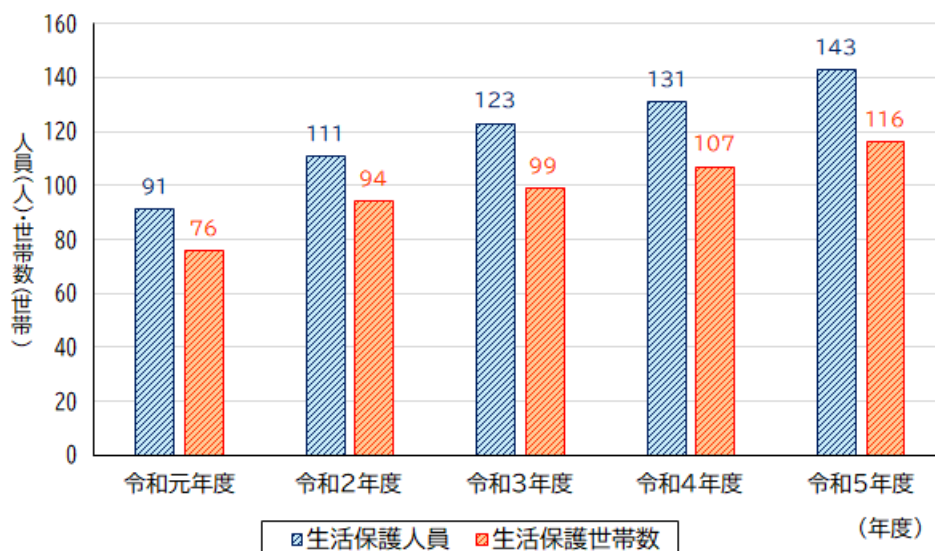
資料:国勢調査 各年10月1日現在



(8) 生活保護人員、生活保護世帯数の状況

令和5年度末時点の生活保護人員は143人、生活保護世帯数は116世帯です。令和元年度以降、生活保護人員、生活保護世帯数ともに増加傾向にあります。

図2-13 生活保護人員、生活保護世帯数の推移



資料:日進市 各年度3月末現在

(9) 就学援助費支給の状況

令和5年の就学援助費支給状況は小学生395人、中学生246人、合計641人となっています。令和元年以降、就学援助費支給の人数は増加傾向にあります。

図2-14 就学援助費支給状況の推移

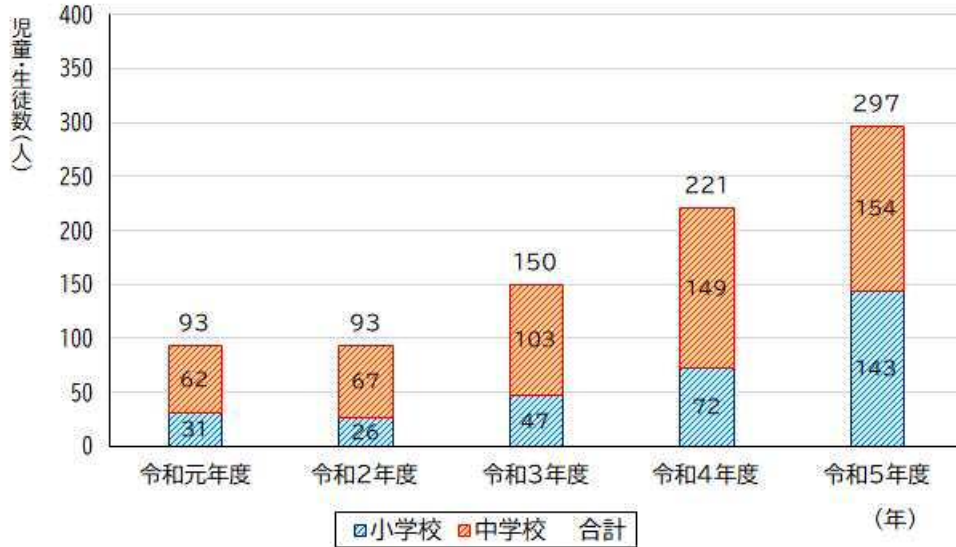


資料:日進市 各年3月末現在

(10) 不登校児童・生徒数の状況

令和5年度の不登校児童・生徒数は小学校143人、中学校154人で、合計297人となっています。令和5年度の不登校児童・生徒の数は、令和元年度の3倍超となっています。

図2-15 不登校児童・生徒数の推移



資料：日進市 各年度3月末現在

資料 日進市 各年度3月末現在

注 遅刻、早退、保健室登校、ハートフレンド、フリースクール等は出席扱い
不登校の目安としては年間30日以上欠席した児童生徒数



(11) 外国人住民の推移

令和6年3月時点の外国人住民は2,080人で、全人口に占める割合は2.2%となっています。令和3年、4年にかけて外国人住民は減少しましたが、令和5年からは再び増加に転じています。世帯数も令和5年から増加しています。

表2-1 外国人住民・世帯数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口合計(人)	90,974	91,652	92,562	93,042	93,643	93,881
外国人住民合計(人)	1,708	1,740	1,649	1,553	1,931	2,080
人口に占める割合(%)	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	2.1%	2.2%
世帯合計(世帯)	37,042	37,560	38,239	38,702	39,373	39,848
外国人世帯(世帯)	1,043	1,051	941	851	1,164	1,310
世帯に占める割合(%)	2.8%	2.8%	2.5%	2.2%	3.0%	3.3%

資料:日進市 各年3月末現在

図2-16 外国人住民の推移



資料:日進市 各年3月末現在

(12) 障害のある人の状況

身体障害者手帳交付者数は、平成31年から令和5年までの間、2,000人前後で推移しており、顕著な変動はみられません。

療養手帳交付者数は、平成31年の394人が令和5年には477人となっており、この間徐々に増加しています。この間の増加率は21.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成31年の692人が令和5年には900人に増加しています。この間の増加率は30.1%となっています。

障害のある人の合計は令和5年時点で3,378人となっています。これは人口の約3.61%に相当しています。人口に占める割合は平成31年以降徐々に増加しています。

図2-17 障害のある人の推移



資料:日進市 各年4月1日現在



2 地域団体及び市民活動団体等の動向

(1) 自治会の状況

自治会への加入率は令和5年時点で70.2%となっています。平成26年以降、長期的にみると加入率は徐々に低下する傾向にあります。

図2-18 自治会加入率の推移



資料:日進市 各年3月末日現在

(2) 子ども会の状況

子ども会の会数は、平成26年の56会から令和5年には34会まで減少しています。この間に21会がなくなり、約4割が減少したことになります。

子ども会の会員数も、平成26年の2,885人から令和5年には1,814人まで減少しています。この間に1,071人の減少となっています。

図2-19 子ども会数・会員数の推移



資料:日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

(3) 老人クラブの状況

老人クラブの数(会数)は、平成26年の39会が平成28年に40会となりました。平成31年以降は徐々に会数が減少しており、令和5年には29会となっています。

老人クラブの会員数も、平成26年の6,828人から平成28年には7,050人まで増加しましたが、平成30年からは減少しています。令和5年には5,604人にまで減少しています。

図2-20 老人クラブ数・会員数の推移

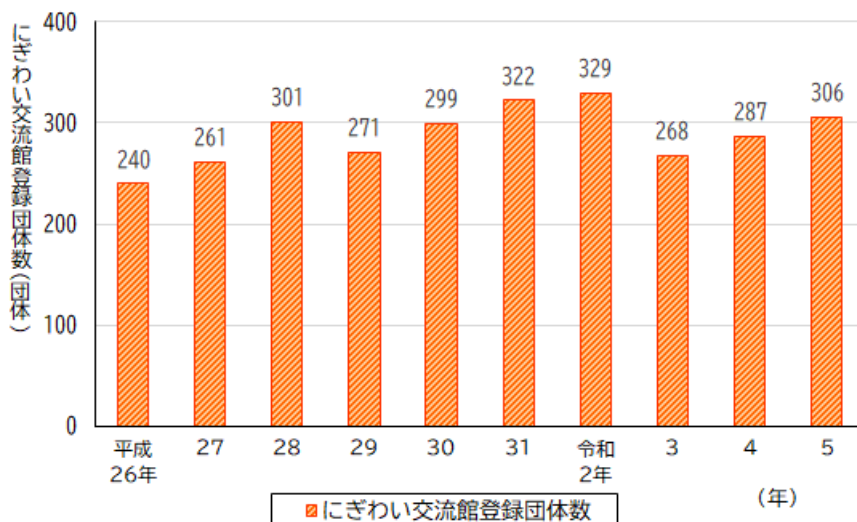


資料:日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

(4) にぎわい交流館登録団体の状況

にぎわい交流館(市民活動支援センター)に登録のある市民活動団体の数は、令和5年時点で306団体となっています。コロナ禍で令和3年には減少しましたが、ここ2年は再び増加する傾向をみせています。

図2-21 にぎわい交流館登録団体数の推移



資料:日進市 各年3月末日現在



(5) 日進市社会福祉協議会会員の状況

日進市社会福祉協議会の会員数は、令和5年時点で、一般会員6,540人、特別会員34人、法人会員92社となっています。一般会員については、平成27年の8,229人がピークで、その後は長期的にみれば減少傾向にあります。

なお、会員総金額については、平成26年には482.8万円ありましたが徐々に減少してきており、令和5年には404.3万円となっています。

図2-22 日進市社会福祉協議会会員数等の推移



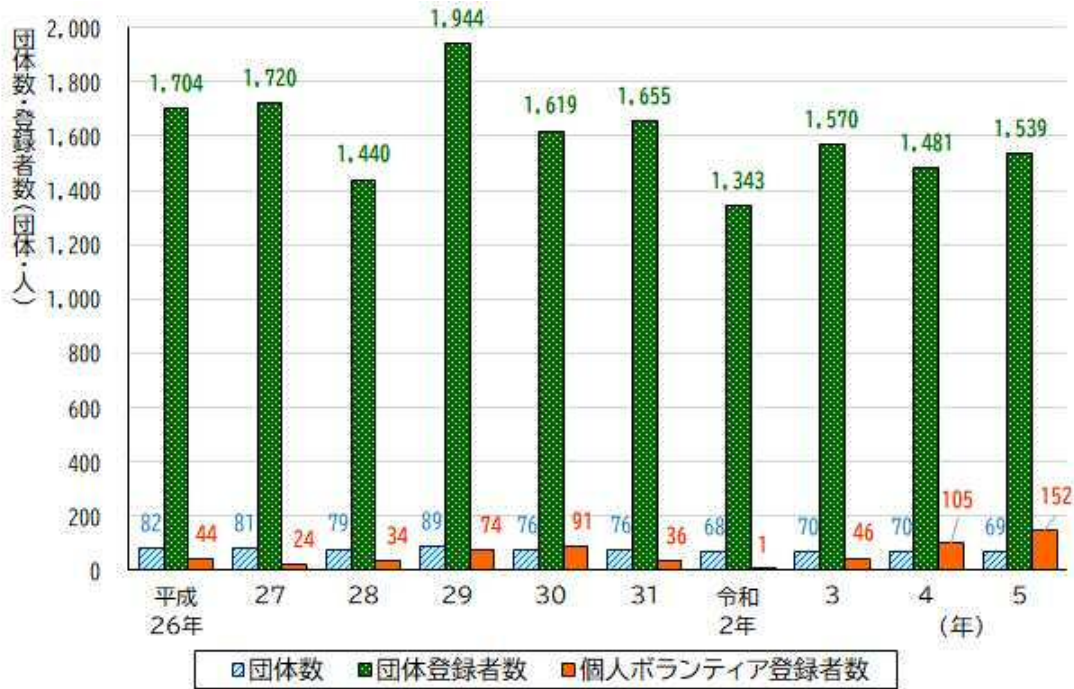
資料：日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

(6) 日進市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者の状況

日進市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録するボランティア団体の数は、令和5年時点で69団体、団体登録者数は1,539人です。団体数・団体登録者数はいずれも長期的にみるとわずかに減少しています。

また、個人ボランティア登録者数は、令和5年時点で152人となっています。コロナ禍にあった令和2年には1人まで落ち込みましたが、その後は回復してきています。

図2-23 日進市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者等の推移



資料：日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

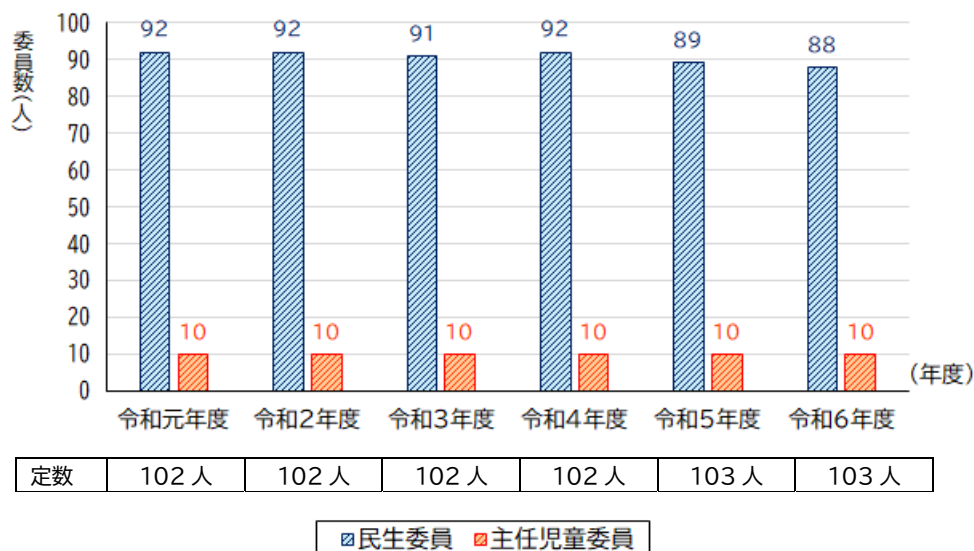


3 相談件数等の動向

(1) 民生委員・主任児童委員の状況

本市の民生委員・主任児童委員の定数は103人となっていますが、令和6年は民生委員88人、主任児童委員10人の計98人で、現在、5つの地区で欠員が生じています。

図2-24 民生委員、主任児童委員の推移

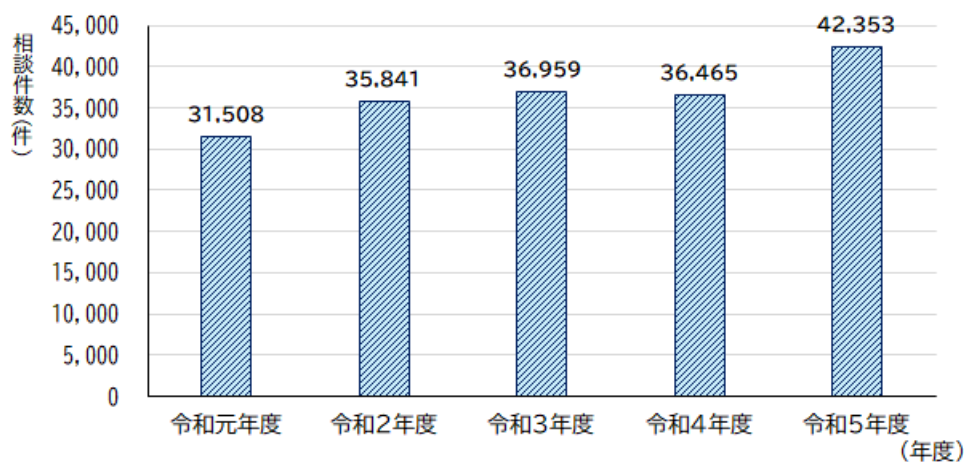


資料：日進市 各年4月1日現在

(2) 地域包括支援センター相談件数の状況

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(西部・中部・東部)への相談件数は、令和5年度42,353件となっています。相談件数は増加傾向にあります。

図2-25 地域包括支援センター(西部・中部・東部)相談件数の推移



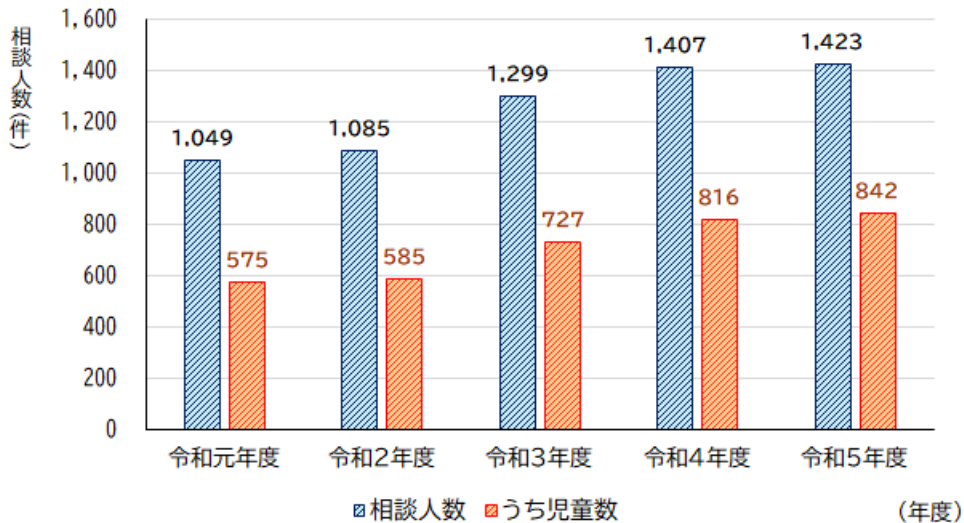
資料：日進市

(3) 地域生活支援センター「たけのやま」相談件数の状況

障害のある方への相談支援業務等を行っている地域生活支援センター「たけのやま」での相談人数は、令和5年度実績で1,423人、うち児童数842人となっています。令和元年度以降、相談人数は増加の傾向にあります。

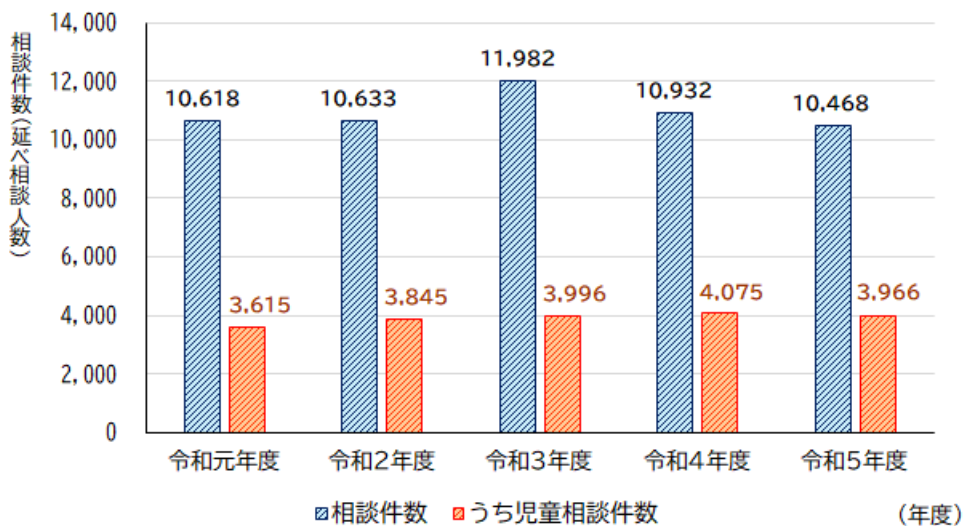
なお、相談件数(延べ相談人数)は令和5年度実績で10,468件、うち児童相談件数は3,966件となっています。

図2-26 地域生活支援センター相談人数の推移



資料:日進市

図2-27 地域生活支援センター(西・中部・東)相談件数の推移



資料:日進市



(4) 虐待相談件数の状況

児童・高齢者・障害者の虐待相談件数は下表の通りです。年により件数に増減はありますが、毎年度、虐待に関する相談は生じています。

表2-2 虐待相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談件数(件)	80	100	71	28	38	44
高齢者虐待相談件数(件)	12	6	11	28	11	22
障害者虐待相談件数(件)	5	2	3	3	7	7

資料：日進市

(5) 各種相談件数の状況

市ならびに社会福祉協議会では下表のような様々な相談に応じています。権利擁護センター相談件数は令和2年度以降増加しています。

表2-3 各種相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法律相談(件)	314	289	263	146	155	208
女性悩みごと相談(件)	112	87	75	81	78	78
DVの相談(件)	34	22	22	17	24	
権利擁護センター相談(件)	920	658	890	1,184	1,356	1,380
行政相談(件)	4	1	2	1	1	5
人権相談(件)	7	3	2	7	10	8
消費生活相談(件)	203	220	259	180	192	193

資料：日進市、日進市社会福祉協議会

2-2 第1期計画の主な実施状況・達成状況

第1期にっしん幸せまちづくりプラン〔平成27年度～令和6年度〕で掲げられている5つの重点事業の事業について、成果指標（中間見直し以降）と施策・事業の実施状況（平成27年度～令和5年度）からみた主な達成状況を整理すると次のとおりです。

重点事業1 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)
地域たすけあい相談員(CSW)の配置	3人	3人	3人	4人	◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加し、情報共有・収集に努め、新たな助け合いの仕組みづくりを支援した。 ◎重層的体制整備事業内でのCSWの役割を社協内、市担当課と検討した。
福祉まちづくり協議会設置	3地区	4地区	5地区	5地区	◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加した。
生活支援コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人	5人	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を継続配置した。
地域たすけあい会議の設置	0か所	0か所	0か所	3か所	●国の重層的支援体制整備事業についての勉強会等を実施し、体制の構築について検討を行った。
第2層協議体の実施【後期より】	3回	6回	8回	12回	○3圏域で併せて8回実施した。
第1層協議体の実施【後期より】	1回	1回	0回	2回	◎第1層協議体の開催方法を検討した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域住民、NPO、ボランティア等生活支援サービスの担い手との情報共有・連携強化の場(にっしん地域支え合い円卓会議2回)を開催した。

(1) 支援体制の構築～地域の相談窓口を設置します～	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域たすけあい相談員(CSW)を3名設置し、市内2地域(御岳と南ヶ丘)で定期的になんでも相談(出張相談)を実施。 ●福祉会館において「福祉なんでも相談会」を開催。(令和6年10月～) <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援体制整備事業の実施を通じた高齢、障害、子ども・子育て、学校教育、生活困窮等のすべての相談窓口において“断らない相談”の確立と、地域生活課題を抱えている人・世帯を地域からつ
----------------------------	--



<p>(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～</p>	<p>ないでもらう体制づくりが必要。</p> <p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域たすけあい相談員（CSW）を3名設置し、なんでも相談を通じて地域活動の把握を行ってきたが、地域たすけあい相談員のSWとしての役割が明確でなかったことなどから、十分に効果を発揮したとは言えない。 ●これとは別に、第2層協議体を通じて地域課題の把握と社会資源の発掘を進めてきた。また、地域ケア会議を通じて地域課題の把握を継続してきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の集約を行う流れは確立されたが、全市的な課題に対する支援策の検討やそれに基づく地域活動の支援の広がりを持たせることが課題。 ●分野を超えた地域課題の把握・共有と専門職・専門機関の連携・協働を進めるため、高齢分野で実施してきた「自由参加型地域ケア会議」の他分野への拡大・充実についての検討が必要。
<p>(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～</p> <p>(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南ヶ丘区、岩崎御岳、香久山、岩崎台、日生東山においてまちづくり協議会が設立。このほか、ささえあい藤塚とささえあい岩根がまちづくり協議会と同様の機能を持つ協働組織として設立された。 ●それぞれ、ワンコインサービスや移動支援など支え合い活動が行われている。市や社協では、各種補助金制度を創設するなど、こうした協働組織による活動の立ち上げや活動の継続支援を進めてきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会やそれに準ずる協働組織の設置は7か所にとどまっており、区や自治会へのアプローチ方法を含めた新たな展開・方策検討が必要。 ●地域たすけあい相談員（CSW）の役割・機能の再構築（地域担当制など）や年間活動目標・進捗管理などを進めつつ、まちづくり協議会やそれに準ずる協働組織の発掘と設立支援、活動支援を計画的に進めていくことが課題。
<p>(5) 広がる連携 ～3圏域単位のネットワークを構築します～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域課題解決に向けた学びの場である「地域支え合い円卓会議」を第1層協議体に準ずる取組として、移動支援・生活支援をテーマに開催してきた。その結果として市内9地域で住民互助の移動支援事業の実施に至っている。 ●第2層の協議体の生活支援コーディネーターとの定例会を通じて浮かび上がった課題のうち全市的な対応が必要な課題について検討を進めるよう努めてきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「地域たすけあい会議」の設置には至っていないが、3圏域単位で設置している第2層協議体を基本ベースに高齢者という枠を超えた属性や世代を問わないような課題の発掘と課題解決に必要な社会資源の発掘、単体の活動だけでは解決できないような課題について調整・連携・協働を行う体制づくりを進めていくことが課題。

重点事業2 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(〇市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)
支援調整会議の開催	8回	30回	12回	12回	〇生活困窮者自立支援事業支援調整会議を12回開催した。
地域たすけあい相談員(CSW)による何でも相談件数【後期より】	204件	319件	462件	400件	◎ボランティア活動の開始に関する相談や移動支援・販売、休耕地の雑草問題等の相談があった。
生活困窮者等に関する研修会開催回数	5回	0回	1回	5回	◎活動の立ち上げや運営支援について学ぶ場として「子ども食堂・フードパントリーのはじめかた講座」を開催し、41人が参加した。 ◎各種団体の主催する研修等で、生活困窮者等の事業や市民の意識の啓発を行い、他機関との連携を深め、支援の担い手の養成を行った。

(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネットワークの強化～	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●くらしサポート窓口や子育て包括支援センター、尾張東部権利擁護支援センター、こども家庭センター、いくるばにっしん(就労準備支援事業)などの開設やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、未就労者、児童生徒など、各種属性や分野に応じた相談窓口の開設、相談支援の充実を図ってきた。 ●また、地域ケア会議やケース会議、支援調整会議などの開催を通じて、専門職や専門機関の連携・協働による支援を進めてきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重層支援体制整備事業を進め、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を見逃すことなく、相談支援につなげていく「断らない相談支援」が実施できるよう、相談支援機関と庁内の包括化推進員との連携・協働や相談に来た人・世帯へのアセスメント力の強化が必要。
(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた啓発活動～	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害に関する理解や支援についての講演会や権利擁護に関する勉強会等を実施し、障害に関する理解を深めるように、広く市民や関係機関等に向けた普及啓発を行ってきた。 ●いくるばにっしんと協働で「ひきこもり」講演会を令和3年度より実施。支援により就労したひきこもり当事者の登壇により、偏見の払拭・理解につながった。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ヤングケアラーや8050問題などの地域生活課題を抱えている人・世帯に対する理解と課題解決に向けた意識啓発を継続的に行う必要がある。



<p>(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none">●介護者のつどいや認知症家族交流会、認知症カフェの運営支援のほか、「フリースペースすばる」や「いちばん星の図書室」、「ラポールラボ」、「肢体不自由の方の子育てを支援するためのしゃべり場」など、様々な立場にある当事者のための交流機会や居場所の立ち上げや運営支援を進めてきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none">●当事者の交流の機会や居場所の中にはボランティアスタッフの拡充や手狭になっている会場問題解消などが課題になっているものもある。●参加者が固定化している取組については、参加者の拡大のための企画の工夫が必要。●ひきこもり支援の拠点（居場所）整備が課題。
<p>(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none">●コロナ禍において特例貸付や住居確保給付金、自立支援金などの金銭的支援事業に係る相談及び支援を進めた。●いくるばにっしんでは、就労準備支援事業として、生活習慣の改善や体力不足の解消等により、長期間のひきこもり状態にあった方の就労、孤立の解消や自己肯定感の向上等につながったような成果もみられた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none">●未診断の発達障害者やひきこもり当事者、セルフネグレクトなど、自ら SOS を出すことが困難な方へのアウトリーチの方法や支援方法の確立が必要。●中間的就労や就労体験の場（就労体験を行える企業の開拓と就労訓練事業の創設など）、自律した生活維持のために金銭管理を学ぶ機会の提供など個々の当事者ニーズに応じた支援策の検討が必要。

重点事業3 協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
認知症サポーター養成人数 【後期より】	6,147人	6,622人	8,114人	7,400人	○小中学生や大学生、自治会や各種団体、一般市民向けに認知症サポーター養成講座を開催した。 ○認知症サポーターステップアップ講座を開催した。
まちの守り人 養成人数	617人	1,656人	3,993人	3,117人	◎736人養成し、延べ3,993人を達成。
精神保健ボラン ティア養成 人数	103人	127人	164人	153人	◎精神保健ボランティア養成講座(新規養成)を開催した。 ◎精神保健福祉ステップアップ講座(スキルアップ)10人
こども110 番登録戸数	497戸	480戸	488戸	550戸	○ホームページへの掲載により啓発を行った。
やさしい手ネ ット登録者数	488人	480人	652人	700人	○広報にしんや認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等行方不明捜索訓練時等で周知・登録の促進を図った。○地域支援者登録者数：52人(メール配信380人、ファクス配信272人)
避難所開設・ 運営訓練実施 回数	1回	2回	1回	2回	○赤池区、南ヶ丘区、折戸区、東山区の地域住民を対象とした避難所開設運営訓練を赤池小学校、南小学校で実施。 ●要援護者の避難所生活支援者向けサポートブック等を活用し、避難所における要援護者への配慮を学んだ。
地域の自主防 災組織数	38団体	38団体	37団体	37団体	○新たな自主防災組織の設立はないが、既存の自主防災組織への活動支援を行った。
地域の自主防 犯組織数	29団体	28団体	28団体	31団体	○自主防犯団体との合同パトロールや団体へ防犯パトロール用物品の貸与を行い、活動の活性化を図った ○防犯ボランティア養成アカデミーを開催し、知識の習得を図った。
福祉まちづく り協議会設置	3地区			5地区	再掲
災害時要援護 者数	1,051人	1,062人	1,086人	1,370人	○区長、民生委員児童委員、自主防災組織の協力を得ることができた。
高齢者世帯福 祉票登録世帯 数	911世帯	808世帯	773世帯	1,150世帯	○民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。
民生委員児童 委員による赤 ちゃん訪問の 割合	98%	96.4%	98.0%	100%	○生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。



成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
福祉事業者交 流会開催回数	5回	8回	6回	5回	○医療と介護の意見交換会(1回)、歯科 医師との勉強会(1回)、薬剤師会との 交流会(1回) ○介護事業者を中心として、権利擁護に関 する取組などの事例検討及び意見交換 を行う「地域福祉をつなぐ会」(1回) を開催した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域 住民、NPO、ボランティア等生活支援サ ービスの担い手との情報共有・連携強化 の場(にっしん地域支え合い円卓会議2 回)
ボランティ ア・市民活動 に関する相談 件数	224件	308件	168件	274件	○広報誌(3月号)に市民活動啓発特集記 事を掲載するとともに、にぎわい NEWS (vol.26,27)を作成し、公共施設に設 置した。 ○市民活動団体による市民自治活動推進 補助金事業において、庁内から協働事業 を募り、より必要性の高い事業の実施に 努めた。 ○にっしんわいわいフェスティバルにお いては、SDGsをテーマに、展示やブ ース出展など市民活動団体の取組を市民 に啓発した。 ○市民活動団体の周知啓発を目的として、 にぎわい団体帖を作成した。 ◎ボランティア相談件数 168件 ◎にぎわい交流館との情報共有を実施 10 回 ◎研修部会、広報部会、イベント部会を適 宜開 ◎SNSを活用し情報発信・共有を行い、参 加しやすい環境を整備した。 ◎「はじめてみませんかボランティア」ク リアファイルを制作し、幅広い年齢層に 興味を持ってもらえるよう工夫した。

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(〇市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
各種ボランティア養成講座 受講者延人数	66人	153人	384人	70人	◎定年後の過ごし方 12人 ◎おたっしゅボランティア 5人 ◎災害ボランティアコーディネーター養成講座 14人 (以下再掲) ◎精神保健福祉ボランティア養成講座(新規養成) 7人 ◎精神保健福祉ステップアップ講座(スリ アップ) 10人 ◎要約筆記ボランティア養成講座(長久手市と 共催) 10人(※R5年度は日進市で開催。 長久手市 7人、日進市 3人に修了証発 行) ◎ゲートキーパー養成講座 45人(※市 民向け(18人)、市・社協職員向け(27 人)と内容を分けて開催) ◎視覚に関する支援ボランティア養成講 座 16人

<p>(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～</p> <p>(2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、 理解を広げます～</p> <p>(3) 見守り強化 ～見守り活動を広げて いきます～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーターや精神保健福祉ボランティア、災害ボランティアコーディネーターなど各種養成講座を開催した。 ●日常生活の無理のない範囲でできる見守りを普及・啓発するため、平成29年度より「まちの守り人養成講座」を主として福祉実践教室や出前講座において開催し、令和5年度までに延べ3,993人が受講。 ●防犯・交通安全の面では交通指導員の継続的な配置とともに、登下校時のさらなる安全確保のため、令和5年度から各小学校に通学指導ボランティア支援補助金を支給した。また、こども110番の家について、ホームページや広報等を通じて啓発を行った。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「まちの守り人養成講座」については、地域活動団体や区・自治会など多様な関係機関での開催をしていくことが課題。 ●受講経験を実際の活動に生かしていく機会や場の創出、活動組織の育成など、学んだことを実践に結び付けていくこと、見守り活動を地域全体に広げていくことが課題。 ●例えば、ごみ屋敷支援ボランティアといった、地域福祉課題に応じた人材育成が求められる。 ●高齢者や女性の就労者が増加傾向にあり、多忙な人が増える中、すき間時間でボランティア活動や地域福祉活動できるような仕組みづくりが必要。 ●引き続き、地域住民の協力を得ながら児童生徒の安全確保を図っていく協力体制づくりが必要。
---	---



<p>(4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none">●3圏域にそれぞれに生活支援コーディネーターを配置、第2層協議体を適宜開催し、専門職や地域福祉活動実践者等の連携・協働を進めてきた。また第1層生活支援コーディネーターは地域支え合い円卓会議を開催して関係者の交流・連携機会を提供してきた。●障害児通所支援事業所交流会及び相談支援センター事例検討会、地域包括支援センターと協働で居宅介護支援事業所管理者連絡会を開催するなど、多職種連携に努めた。●「つどいの場連絡会」や「自由参加型地域ケア会議」など地域活動実施者や関係機関職員が集まる機会が定期的で開催されるようになってきている。●高齢者や障害者などの分野ごとの交流・ネットワークにとどまっている面があり、属性・分野や世代を超えた連携・協働は不十分。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none">●属性・分野や世代を超えた多職種連携・協働、さらには職種連携・協働から多機関連携・協働の発展的展開が課題。
<p>(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none">●社協のボランティアセンターとにぎわい交流館との定期的な打ち合わせ・情報交換を行い、登録ボランティアと活動ニーズ（ボランティアをして欲しい）のマッチング・コーディネート方法の協議やSNSを活用した活動ニーズの発信を行ってきた。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none">●引き続き、ボランティアセンターやにぎわい交流館などの関係機関との連携を充実し、大学や若者、民間企業などとの連携・協働を含めた多様な活動連携・協働・共創への進展が求められる。

重点事業4 地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値 (R6)	令和5年度実績 (〇市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
地域の人材情 報の集約	実施	実施	実施	実施	〇市民活動推進事業及びにぎわい交流館 事業、にっしんわいわいフェスティバル 事業、にぎわい交流館登録団体数等相談 支援事業のあらゆる機会をとおして、人 材情報の把握。人材との連携づくりを行 った。にぎわい交流館（市民活動支援セ ンター）と社会福祉協議会（ボランティ アセンター）と定例的な交流を継続し、 人材情報の集約、共有、活用を行った。 〇にぎわい交流館の登録団体、社協ボラン ティアセンターの登録団体、まちかどネ ットワーク講師登録の web ページにつ いて、相互リンクを張り、人材情報の集 約を図った。
助成金等の情 報の集約	実施	実施	実施	実施	◎各助成制度の情報を収集・ファイリング し、効率的に情報提供できるよう体制を 整えた。
空家バンク登 録件数	0件	0件	1件	25件	〇空家バンク登録物件のさらなる掘り起 こしのため、HP、広報等の各種媒体の 活用を継続した。
福祉有償運送 実施事業者数	2事業者	2事業者	1事業者	3事業者	〇福祉有償運送運営協議会において、日進 市における福祉有償運送の現状や課題 に係る協議を行った。 〇長久手市との共催により、福祉有償運送 ドライバー認定講習会を開催した（修了 者11人、うち日進市3人）

(1) 人材データベース ～地域人材を紹介～	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種ボランティア講座を開催し、人材の育成・確保と登録に努めた。 ●市のHPのまちかどネットワーク(生涯学習人材情報)の紹介ページに、にぎわい交流館の登録団体と社協ボランティアセンターの登録団体・個人、まちかどネットワーク講師検索のWebページへのリンクを張り、人材情報の集約を図った。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域のボランティアにお願いしたいという事業所やNPO等からのニーズが多数あることから、まちかどネットワーク登録者やにぎわい交流館の登録団体、社協ボランティアセンターの登録団体・個人の人材情報の充実とわかりやすい情報発信、マッチング・コーディネート機能の充実が必要。
(2) 資金データベース ～助成金等の情報を 提供～	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の地域福祉活動を資金面で支援するため、社協では、地域たすけあい協力金(社協会費)や赤い羽根共同募金を財源とした助成金事業の情報提供を継続的に実施。また、財団等が実施している助成金制度の情報を集約し、必要に応じて情報を提供している。



	<ul style="list-style-type: none"> ●市では、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金や認知症カフェ推進補助金などを通じて住民主体の活動を資金面から支援している。 ●このほか地域福祉活動に特化しているものではないが、市では市民自治活動推進事業補助金交付を実施しているほか、日進市にぎわい交流館のHPを通じて、財団等の助成金情報の提供を行っている。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、様々な住民主体の地域福祉活動のスタートや活動の継続を資金面から支援するための制度の継続・創設や財団等の助成制度の情報提供が必要。
<p>(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では平成 28 年度に空家バンクを創設し、定住促進リフォーム補助金や仲介手数料等補助金といった補助金制度により空家の利活用を促進してきました。 ●しかしながら、安定的に地域福祉活動を行うための拠点確保を目的とした空家バンクの活用実績はありませんでした。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩いて行ける身近なところで「つどいの場」を開設する際の拠点確保の選択肢の一つとして空家や自宅の余裕スペースなどの活用をコーディネートしていく役割を、生活支援コーディネーターの社会資源の発掘の一環で果たしていくことなどの方策検討が必要。
<p>(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送や互助による輸送の支援～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉有償運送の実施事業所は 1 事業所になっている。 ●要支援・要介護の寝たきり等の高齢者で移動の際に特殊車両が必要な方を対象とした移送サービス費助成や障害者を対象としたタクシー料金助成による移動支援を実施してきた。 ●自立した生活ができていながらも交通手段がなく買い物や通院に困っている高齢者等が多い状況を踏まえ、地域支え合い円卓会議の開催を経て市内 9 地域において住民主体の高齢者移動支援事業（家事支援一体型タイプ 3 地域、定時路線タイプ 5 地域、ついで支援タイプ 1 地域）が実施されている。 ●既存のバス路線やくるりんばす路線を補完する移動手段の確保を目的としたタクシーによる少量輸送事業やデマンドタクシーの実証実験を実施してきている。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和 5 年度までにボランティアドライバーを 41 人養成。高齢者移動支援ボランティアとして活動しているが、各地域でボランティアドライバー数に偏りがあり、ドライバーが確保できず移動支援活動に支障が出ている地域があり、その解決が課題。 ●高齢者をはじめとした移動制約者のための買物や通院などに対応する地域コミュニティ交通（少量輸送）の整備が課題。

重点事業5 「つどいの場」の開設支援

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
つどいの場の 開設	65 か所	73 か所	77 か所	90 か所	◎つどいの場 ぷらっとホーム 7か所 ほっとカフェ 27 か所 ふれあい・いきいきサロン 7か所 にしん体操スポット 32 か所 その他 4か所 ◎つどいの場開設に関する相談に対応。 ◎助成金交付実施(つどいの場運営助成 15 団体 823,700 円)

<p>(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設 を支援します～</p> <p>(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよ う支援します～</p>	<p>【主な実施状況・成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つどいの場の開設支援及び既存の活動の運営支援を行い、ぷらっとホーム7か所、ほっとカフェ27か所、ふれあい・いきいきサロン7か所、にしん体操スポット32か所その他4か所が活動している。 ●つどいの場の利用促進や開設促進のため、広報にしんや社協だより、市や社協のHPを通じて周知を進めてきた。 ●勉強会の実施や助成金制度等の創設によって、新たな動きとして子ども食堂やフードパントリーの実施団体等が増え、市内でフードドライブ活動が活性化され、食料支援を通じた地域づくりと子どもの支援に関わる団体等の連携強化に繋がっている。 <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つどいの場は増えているものの、参加者の固定化やコロナ禍を契機にした活動の停滞がみられる地域もある。また、空白地域もあり、今後とも多様なつどいの場を増やしていくことが課題。 ●つどいの場の継続的な運営支援や専門職の関わりが継続されるよう支援を行うことが必要。 ●つどいの場の運営にかかわる人材発掘と養成を継続的に行っていくことが必要。
---	--



2-3 アンケート結果からみた現状と課題

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民及び福祉サービスを提供している事業者に対してアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の近所づきあいの実態や日常の暮らしの不安や悩みと相談先、複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯の実態、地域の助け合い活動や地域福祉活動等の現状などを把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象：住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民2,500人

調査方法：郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期：令和6（2024）年2月1日（木）～2月20日（火）

③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） $C=B/A \times 100$
2,500	948	37.9%

(2) 相談支援機関、事業所、団体等の関係機関・関係者向けアンケート

① 調査の目的

市内で福祉サービスを提供している事業所等を対象に、サービス利用者及びその世帯が抱えている複合的な地域生活課題の実態と専門機関等との連携・協働の実態、区・自治会、ボランティアやNPO等と連携した地域福祉活動等の実態や今後の意向等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象：市内の高齢、障害、子ども・子育て、教育、生活困窮の各分野における相談支援機関や事業所、団体等の関係機関や関係者

調査方法：郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期：令和6（2024）年2月1日（木）～2月20日（火）

③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） $C=B/A \times 100$
242	125	51.6%

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果からわかった現状と主な課題の概要を整理すると次のとおりです。

(1) 困ったときに助け合う近隣関係づくり

【現状】

- あいさつ程度の軽いご近所づきあいをしている人が55.3%を占めています。
- 「ほとんど顔も知らない」や「顔は知っているが声をかけることはあまりない」といった近所付き合いが希薄な人は合わせて15.2%と少なくありません。
- “地域のつながりが弱くなっている”という人は39.5%と、“地域のつながりが強くなっている”の3.1%を大きく上回っており、全般的には地域のつながりは脆弱化している状況にあります。
- 困ったときに住民同士で助け合う関係性を望む人は45.1%いますが、困ったときに助け合うことまではしないという人が45.2%とほぼ同数を占めています。

【課題】

- 近所づきあいの希薄化への改善策を検討するとともに、困ったときに助け合う近隣関係づくりが求められます。
- あるいは、困ったときに助け合う近隣関係づくりに代わるような比較的身近な地域社会における支え合い・助け合いの取組やその体制づくり（まちづくり協議会の設置等）を模索していく必要があります。

(2) 複合的な地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の充実

【現状】

- 老老介護・認認介護や近隣住民同士のトラブル、引きこもりや生活に不安のある単身高齢者、8050問題、虐待やDV、ヤングケアラーやダブルケアなど、複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を見聞きした市民は少なくなく、身近な問題になりつつあります。
- 事業所等では、市民以上にこうした複合化した地域生活課題を見聞きしている状況（79.2%）にあります。連携・協働も進められています。

【課題】

- 複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を見逃すことがないように、複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯に対する理解を深めるとともに、見守りや安否確認等の取組を地域社会で進めていく必要があります。
- 必要に応じて、専門的な相談支援や公的なサービスが受けられるよう、専門機関につないでいくような意識づけや取組を促していく必要があります。
- 公的な相談支援サービスだけでなく、多様な社会資源との連携を進めるなど地域社会の中で複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を支えていくことも求められます。



(3) 福祉に関する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

- 福祉に関する情報に「あまり情報を得ることができていない」と「全く情報を得ることができていない」を合わせた“情報を得られていない”という人は、53.9%となっています。
- 介護・介助を必要とする方のいる世帯や障害のある方のいる世帯など、福祉に関する情報を知る必要がありそうな人・世帯でありながらも必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

- 福祉に関する情報を必要とする人に情報が届くように、情報の提供方法や相談支援体制を充実していく必要があります。

(4) 介護面や健康面など将来不安への対応

【現状】

- ふだんの暮らしにおける悩みや不安の現在と10年後の結果を比較すると、「介護に関すること」については、現在が23.8%であるのに対して、10年後が45.5%で、現在を21.7ポイントも上回っています。
- 同様に、「自分の健康のこと」については14.9ポイント、「家族の健康に関すること」については12.5ポイント、10年後の不安や悩みの方が現在の不安や悩みを上回っています。

【課題】

- 多くの方が抱えている介護の面、自身や家族の健康面の将来不安の解消に努めるべく、介護サービスの充実や健康づくりなどを進めていくことが求められます。

(5) 日進市社会福祉協議会の認知度の向上と“地域のかなめ役”としての役割発揮

【現状】

- “日進市社会福祉協議会を知っている”という人は52.5%と半数を超えていますが、「社会福祉協議会を知らなかった」という人も45.0%もいます。
- 「災害時における相互協力」や「住民主催のつどいの場への参加、協力」、「高齢者・障害者等の安否確認・見守り活動への協力」、「子育ての支援や子どもの見守り活動」などの活動を、地域の諸団体（区・自治会、ボランティアやNPO等）と協力して関わっていきたいという市内で福祉サービスを提供している事業所等が多くいます。

【課題】

- 日進市社会福祉協議会をより多くの人に知ってもらう必要があります。
- 福祉事業者やNPO、市民活動団体や地縁組織など地域の様々な主体による連携・協働による地域福祉活動を広げていくことが求められます。
- このため、日進市社会福祉協議会が、様々な主体を相互につなぐ「中間支援組織」＝“地域のかなめ役”としての役割を発揮すべく、組織体制づくりを進める必要があります。

(6) 「手助けして欲しいこと」と「自分が手助けできること」のマッチングの仕組みづくりの普及と双方のニーズの隔たり解消のための支援

【現状】

- 「安否確認の声掛け」や「話し相手」、「ごみ出し」、「ちょっとした買い物」、「短時間の子どもの預かり」など、地域で困っている世帯に対して手助けしたいという人が相当数存在しています。
- “困りごとを抱えたときに自分が地域の人たちから手助けして欲しいこと”と、“地域で困っている世帯に対して手助けしたいこと（自分ができること）”との間にはギャップがみられます。

【課題】

- 市内にはワンコインサービスを実施している地域もみられますが、“手助けして欲しい”と“手助けや支援をしたい”という相互のニーズをマッチングするような仕組みづくりを拡げていくことが求められます。
- “自分が困ったときに支援して欲しい”という割合が、“地域で困っている世帯に対して手助けしたいこと（自分ができること）”という割合よりも高い取組（災害時等の緊急時の支援、介護や子育て相談などの関係機関の紹介など）については、そのギャップを埋めるような何かしらの支援策を検討する必要があります。

(7) 地域福祉活動に関わる人材の確保（潜在層の掘り起こし）

【現状】

- 健康づくりや防火・防災、高齢者等の見守り・安否確認といった地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。
- ところが、なかなかそういう考えを持っている人が顕在化していないのが実情であり、地域福祉活動の担い手不足が恒常的な課題となっています。
- 「多くの仲間ができた」や「日進市やお住いの地域への愛着が増した」、「生きがいのようになった」など、地域福祉活動等に参加した経験を通じて得られることや自分のためになったという人は少なくありません。

【課題】

- こうした地域福祉活動等への潜在的な参加希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後ともまちづくり協議会やボランティアなどの意義やメリットにかかわる啓発を継続していく必要があります。
- 地域福祉活動等に“参加したい”と気持ちを、“参加した”という行動に結びつけるため、すき間時間を利用して気軽に参加できるような活動メニューやそのマッチングの仕組みの開発を進めるなど、“気持ちを行動に結びつけていく方策”を模索していく必要があります。



2-4 本市における地域福祉の主要課題

統計からみた本市の現状、第1期計画の主な実施状況・達成状況(中間見直し以降)、ならびにアンケート結果からみた現状と課題を踏まえ、本市における地域福祉の主要課題を次のように再整理しました。

課題1 包括的な支援体制の構築による地域共生社会の実現

- ◆課題2で示す多機関協働による支援体制の構築、課題3で示す専門機関に繋ぐ地域社会づくりや課題4で示す共助(互助)による地域福祉活動の展開を軸に、包括的な支援体制の構築、ひいては地域共生社会の実現を図っていくことが最も大切な課題と言えます。

課題2 誰一人取り残さない多機関協働による支援体制の構築

- ◆8050問題、子育てと介護のダブルケア、子どもの貧困やヤングケアラー、セルフネグレクトなど複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。
- ◆断らない相談体制の構築、多職種連携から多機関協働への発展による重層的支援体制の整備が必要です。
- ◆アンケート調査結果からもわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実状です。
- ◆相談窓口の周知・徹底と、相談支援体制のさらなる充実が必要です。

課題3 困っている人・世帯に“気づき、専門機関につなぐ”地域社会づくり

- ◆困っていてもギリギリまで抱え込んでしまう、支援の拒否や地域とのつながりの希薄化により社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなってしまうセルフネグレクトも増加すると思われます。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に気づいて、専門機関につなぐことは地域住民等の重要な役割であり、重層的支援体制を機能させていく上での地域社会づくりが必要です。
- ◆あわせて、地域住民等からの気づきやつなぎを受け、地域生活課題を抱えている潜在的な人・世帯を見つけ、専門機関によるアウトリーチに結びつける必要があります。

課題4

多様な地域生活課題を抱える人・世帯に目を向けた共助（互助）による地域福祉活動の展開と“助けられ上手”の生活文化の醸成

- ◆コロナ禍の影響もあって、近所づきあいといった地域のつながりが希薄化し、困ったときに助け合うことまではしないという人が増えています。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対する見守りや安否確認、つどいの場（居場所）への参加促進、生活支援や移動支援といった、身近な地域における住民互助による地域福祉活動をさらに幅広く展開していくことが重要です。
- ◆一方で、住民互助による活動は「無理のない範囲で」が基本であり、例えば災害発生時に医療的ケアが必要な災害時避難行動要支援者への対応については、専門機関や専門職との役割分担が必要になるなど、住民互助の地域福祉活動と専門機関等との連携が必要です。
- ◆同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする（当事者が“助けられ上手”になる）意識・姿勢を、地域社会の生活文化として根付かせていくことも必要です。

課題5

**継続的な地域福祉活動を支える取り組み（潜在的な人材の掘り起こしと活動とのマッチング、コロナ禍の影響からの再始動）
誰もが役割を持って社会に関わることができる地域づくり**

- ◆地域福祉活動は恒常的に担い手不足となっています。
- ◆コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動が停滞・縮小してしまっている状況がみられます。停滞・縮小してしまった地域福祉活動の再始動とその支援が必要です。
- ◆アンケート結果から明らかのように、地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人は少なくありません。“参加したいという気持ち”を、“行動”に結びつけることが課題です。
- ◆ある側面では福祉サービスや支援の『受け手』である人も、別の側面では役割を持って『支え手』となって活躍できる地域社会づくりも必要です。